

豊中市結核児童療育給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（以下「法」という。）第20条の規定に基づく療育の給付（以下「療育の給付」という。）に関し、児童福祉法施行規則及び豊中市児童福祉法施行細則（以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(給付の対象者)

第2条 療育の給付の対象者は、市内に居住する結核にかかっている児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めた者とする。

(実施機関)

第3条 療育の給付に係る医療は、法第20条第4項に規定する医療機関（以下「指定療育機関」という。）において行うものとする。

(給付内容)

第4条 療育の給付は、児童が指定療育機関に入院したときに限って行うものとし、通院医療の給付は行わないものとする。

2 療育の給付は、法第20条第2項及び同条第3項の規定による次の各号に掲げるものとする。

(1) 医療

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

エ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 移送

(2) 学習及び療養生活に必要な物品の支給

3 前項第1号アからウまでの給付は、原則として結核の治療に限るものとする。ただし、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発しているときは、この治療を給付の対象に加えることができるものとする。

4 第2項第1号エ又はオの給付（以下「移送等の給付」という。）は、医師が特に必要と認めた場合に限り支給するものとする。ただし、第2項第1号オの給付額は、指定療育機関に入院する場合の移送に必要な最小限度の交通費の実支出額とする。

5 第2項第2号の給付（以下「学習用品等の給付」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学習に必要な物品（以下「学習用品」という。）

直接学校で使用される教科書、ノート等通常の学習用品のほか、これに伴う予習、復習に必要なものを含み、その基準額は、小学校就学児童にあつては2,190円に給付

月数を乗じた額、中学生就学生徒にあたっては2,810円に給付月数を乗じた額とする。

(2) 療養生活に必要な物品（以下「日用品」という。）

児童の生活指導に必要な月刊雑誌、子供新聞、教養図書、手工（芸）材料、玩具のほか必要に応じて身のまわり品、下着等を含み、その基準額は18,510円に支給月数を乗じた額とする。

(療育の給付の申請)

第5条 療育の給付を受けようとする児童の親権者又は後見人（以下「申請者」という。）は、細則第2条の規定に基づき、療育給付申請書（様式第1号）にて、市長に申請するものとする。なお、添付書類の様式については、療育給付意見書（様式第2号）、世帯調書（様式第3号）、誓約書（様式第4号）として市長が別に定める。

2 前項の申請に添付する書類のうち、細則第2条第2項第4号に規定する書類は、公簿等の閲覧により確認ができる場合は、添付を省略することができる。

(療育の給付の決定)

第6条 市長は、前条による申請があったときは、内容を審査の上、速やかに給付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、療育の給付を行うことを決定したときは、申請者に療育券（様式第5号）を速やかに交付するとともに当該指定療育機関にその旨を通知するものとする。

3 市長は、療育の給付を行わないことを決定したときは、その旨を申請者及び当該指定療育機関に通知するものとする。

(療育券の取扱い)

第7条 療育券の交付を受けた申請者は、療育券を指定療育機関に提出して療育医療給付を受けるものとする。

2 療育券の交付を受けた申請者が、療育券を汚損、破損又は紛失したときは、療育券再交付申請書（様式第6号）により再交付を受けることができるものとする。ただし、この場合において、再交付した療育券には、再交付である旨を表示するものとする。

(療育の給付の継続の協議)

第8条 指定療育機関は、療育券の有効期間を過ぎてなお当該医療を継続する必要があると認めるときは、事前に療育給付継続協議申請書（様式第7号）を市長に提出することにより協議するものとする。

(療育の給付の継続の承認)

第9条 市長は、前条による協議の申請があったときは、内容を審査の上、承認するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の承認をするときは、療育給付継続承認書（様式第8号）を当該指定療育機関に交付するものとする。

3 市長は、第1項の承認をしないときは、その旨を当該指定療育機関に通知するものと

する。

(移送等の給付の申請)

第 10 条 申請者は、移送等の給付を受けようとするときは、当該指定療育機関の担当医師の意見を記入した移送等給付申請書(様式第 9 号)を提出することにより、市長に申請するものとする。

(移送等の給付の決定)

第 11 条 市長は、前条による申請があったときは、内容を審査の上、速やかに給付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の給付を行うことを決定したときは、移送等給付承認書(様式第 10 号)を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第 1 項の給付を行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(補装具治療の協議)

第 12 条 指定療育機関は、療育の給付に伴い、補装具による治療(以下「補装具治療」という。)の必要があるときは、補装具治療協議申請書(様式第 11 号)に補装具治療に要する経費の見積書を添付して市長に提出することにより協議するものとする。

(補装具治療の承認)

第 13 条 市長は、前条による協議の申請があったときは、内容を審査の上、承認するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の承認をするときは、補装具治療承認書(様式第 12 号)を当該指定療育機関に交付するものとする。

3 市長は、第 1 項の承認をしないときは、その旨を当該指定療育機関に通知するものとする。

(補装具治療の実施)

第 14 条 前条第 2 項の承認を受けた指定療育機関は、自己の責任において、当該補装具の当該児童に対する供給及び製作者等に対する代金の支払いを行うものとする。

2 指定療育機関は、前項において支払った代金の範囲内において、市長に対し請求するものとする。

(学習用品販売店舗及び日用品販売店舗の指定)

第 15 条 学習用品及び日用品の給付に係る物品の購入先として市長の指定を受けようとする店舗の代表者は、学習用品・日用品指定販売店舗指定申請書(様式第 13 号)に指定を受けようとする販売店舗の代表者の履歴書を添付して市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、内容を審査の上、指定するか否かを決定するものとする。

3 市長は、学習用品ならびに日用品の購入及び支払いについては学習用品及び日用品の指定販売店舗との間に契約を締結して行うものとする。

(学習用品及び日用品の給付)

第16条 申請者は、学習用品及び日用品の給付を受けようとするときは、学習用品及び日用品支給申請書(様式第14号)を、給付を受けようとする日の属する月の末日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を審査し、適当と認めるときは、学習用品及び日用品の支給を行うものとする。なお、支給する学習用品及び日用品については、児童の入院先である指定療育機関及び学校関係者等の意見を踏まえ、必要な物品等の選定を行うものとする。

3 市長は、第1項の支給を行わないことを決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

4 指定療育機関は、学習用品及び日用品の支給が行われたときは、納品書を添付の上、学習用品及び日用品支給状況報告書(様式第15号)を、支給のあった日の属する月の翌月の10日までに市長に提出するものとする。

(医療費の請求及び支払い)

第17条 指定療育機関は、療育の給付に係る医療を行ったときは、医療費のうち豊中市が負担する額(「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額から医療保険各法による給付の額を差し引いた自己負担額)を市長に請求するものとし、請求方法については、次の各号に掲げる省令及び関連通知を適用するものとする。

(1)「療育の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和51年厚生省令第36号)

(2)「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和49年厚生省令第13号)

(3)「健康保険等の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求事務の簡素化の実施に伴う育成医療等公費負担医療の取扱いについて」(昭和51年8月7日児発第533号厚生省児童家庭局長通知)

(4)「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の支払の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う育成医療等公費負担医療の取扱いについて」(昭和49年9月27日児発第618号厚生省児童家庭局長通知)

2 費用の請求及び支払いに際しては、市長が診療報酬の審査及び支払いに関する事務を委託した者を通じて行うものとする。

(移送費の請求)

第18条 移送の給付の決定を受けた者が第4条第4項に定める交通費を自ら負担したときは、移送費請求書(様式第16号)に、当該交通費の証明書類を添えて、市長に請求するものとする。

(徴収金)

第 19 条 市長は、療育の給付を受けた児童又はその扶養義務者から、法第 56 条第 2 項及び細則の規定に基づき算定した額を徴収するものとする。

(台帳の整備等)

第 20 条 市長は、療育の給付の状況を明確にしておくため、療育給付個人台帳を備え付け、その状況を明らかにしておくものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の実施にあたり、大阪府結核児童療育給付要綱に基づく様式による申請、その他の手続きがあった場合は、当面のあいだ、これをこの要綱に基づく様式に読み替えて処理することとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の実施にあたり、改正前の豊中市結核児童療育給付要綱及び大阪府結核児童療育給付要綱に基づく様式による申請、その他の手続きがあった場合は、当面のあいだ、これをこの要綱に基づく様式に読み替えて処理することとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年（2024 年）11 月 1 日から施行する。